

## II 原剛氏特別講義(11月17日)

### レジュメ

## いわゆる「南京事件」

### はじめに

一九三七年（昭和十二）十二月に中支那方面軍が中国の首都南京を攻略占領した作戦において、日本軍による略奪・暴行・不法殺害などいわゆる南京事件が発生した。この南京事件に関し、戦後になり、中国および日本の教科書が、いわゆる三十万人虐殺したという南京大虐殺を主張した。しかし今では三十万人虐殺を主張するのは中国政府とこれを支持する極一部の人のみである。以下、南京事件の概要について述べる。

### 1 南京攻略戦の概要

#### (1) 中支那方面軍の編成と南京への進撃

一九三七年十一月、上海付近の中国軍を撃破した中支那方面軍（司令官松井石根大将）は、その勢いに乗じて敗退する中国軍を追って首都南京に向い進撃を開始した。中支那方面軍は上海派遣軍と第十軍の二個軍の編成であり、各軍の主要部隊は別紙のとおり。

中支那方面軍は、太湖の北側から上海派遣軍、南側から第十軍をそれぞれ南京に向って進撃させた。両軍は、海軍航空隊による制空権獲得下、空からの攻撃を心配することなく、先を争うごとく一路南京に進撃していった。

#### (2) 南京の攻略占領

中支那方面軍は十二月一日、南京攻略命令を下達し、図のような態勢で南京を攻略した。八日各師団は、南京城外の第一線防御陣地を突破し、首都南京の包囲態勢を整えた。

松井軍司令官は九日、南京攻略に先立って和平開城を勧告したが、中国軍は応じなかった。このため十日、日本軍は攻撃を再開し、十二日に城壁の一部を占領し、十三日に南京城を占領した。各師団は、引き続き城内および城外を掃討し、十六日までに概ね城内の掃討を終えた。方面軍は十七日に入城式を実施し、内外に南京占領を明示した。

これより先の十二月七日、蒋介石は南京を脱出し、政府の要人や南京市長など市の要人も、これに前後して南京を脱出した。南京防衛司令官の唐生智も、十二日に下関から南京を脱出したため、残された軍人と市民は、責任ある指揮・指導者を失い、烏合の衆と化し、南京事件という悲劇を生む大きな要因になった。

当時、城内外の市民の多くは、戦禍を逃れるため南京から避難し、避難できなかった下層階級の市民は、市内に急遽設置された安全区（難民区）に避難した。この安全区は、ド

イツ人ラーベを委員長とする「南京安全区国際委員会」が、市民を守るため設置した区域で、日本側は、この委員会が中立性を保持する能力を持たないとして正式には承認しなかったが、十分に尊重する意思を表明した。日本側はこの区域を「難民区」と称した。

## 2 いわゆる南京事件

南京事件とは、日本軍が南京を攻略した際、南京城内外の掃討戦およびその後の安全区における兵民分離工作の間に生じた不法殺害・掠奪・強姦などの総称であり、その中核をなすのは不法殺害である。不法殺害は一般に虐殺とも云われるが、虐殺は「むごたらしく殺す」こと、「むごたらしい手段で殺す」ことを意味し、一般の戦闘手段として用いられる射殺・刺殺・爆殺という範囲を超えた残酷さを伴うものである。本論では不法殺害という語を用いる。日本軍はごく一部には虐殺に相当する行為もあったが、ほとんどは不法殺害に相当する行為であったと判断するからである。

この事件の責任を問われ、戦後の極東国際軍事裁判（通称「東京裁判」）で当時の中支那方面軍司令官松井石根大將が絞首刑になり、南京の国防部戦犯裁判軍事法廷（南京裁判）では第六師団長の谷寿夫中將が死刑になった。また、いわゆる百人斬り競争の向井敏明・野田毅両少尉と三百人斬りを誇示した田中軍吉大尉も南京裁判で死刑に処せられた。

### (1) 南京事件の論争経緯

南京事件が「南京大虐殺事件」として問題になったのは、戦後の東京裁判と南京裁判であった。以後日本における南京事件の論争経緯は以下のとおりである。

- ・一九四五～四六年、東京裁判および南京裁判で虐殺事件として取り上げられた。
- ・一九六七年、洞富雄が『近代戦史の謎』で、歴史研究の対象として初めて取り上げた。
- ・一九七一年、朝日新聞記者本多勝一が中国取材記事「中国の旅」（朝日新聞に連載）を發表し論争の動機をつくった。
- ・一九七二年、鈴木明が「南京大虐殺まぼろし」を『諸君』に發表し、虐殺論に反論した。
- ・一九七五年、山本七平『私の中の日本軍』と洞富雄『まぼろし化工作批判』で論争。
- ・一九八三年、偕行社『南京戦史』編纂開始。一九八九年刊行。
- ・一九八四年、「南京事件研究調査会」（代表洞富雄）発足。
- ・一九八五年、南京に「侵華日軍南京大屠殺遇難同胞紀念館」（南京大虐殺紀念館）建設。この間、殺害の規模をめぐって「大虐殺派」、「まぼろし派」、「中間派」で、論争展開。
- ・二〇〇〇年十月、日本南京学会（会長東中野修道）発足。

### (2) 不法殺害の規模

南京事件について、東京裁判における松井大將の起訴状では、殺害された一般人と捕虜の数は、総計二十万人以上となっていたが、判決では十万人以上とされた。ところが南京裁判における谷寿夫中將の判決では、被害者総数三十万人以上となっている。

この判決を受け容れ三十万人の殺害を主張するいわゆる「大虐殺派」と、大虐殺はなか

ったと主張する「まぼろし派」でイデオロギー性を帯びながら論争が展開され、さらに中間派も加わり論争されたが、その焦点は不法殺害（虐殺）の規模（数）であった。この論争の代表的な数に関する諸説は以下のとおりである。

- ① 30 万人大虐殺説 中国側の公式数値
- ② 10 ～ 20 万人説 南京事件調査研究会の洞富雄・藤原彰・笠原十九司・吉田裕等
- ③ 約 4 万人説 秦郁彦
- ④ 1 ～ 2 万人説 板倉由明・偕行社『南京戦史』など
- ⑤ 虐殺否定説（まぼろし派） 田中正明・阿羅健一・渡部昇一・東中野修道など

現在においては、多くの史料や関係者の証言などによって左右両派および中間派による研究も進み、その結果、大虐殺説や虐殺否定説は、実証性に乏しいことが判明した。

大虐殺説は、後で検証するように、当時の南京の人口や中国軍の兵力から考え、あり得ないことであり、またその根拠とされた埋葬記録は後述するように信憑性がないことが判明していることから、この説が成り立たないことは明確である。

虐殺否定説は、ある程度の捕虜の殺害は認めるが、それは合法的であると解釈し、さらに当時の内外の新聞記者などが、虐殺を見たという記事を書いていないし、国民政府や国民党は公式には虐殺を発表してなくて、ただ国民党の宣伝工作機関が、テン・パーリーなどの外国人を使って宣伝したに過ぎないとして不法殺害はなかったと主張しているが、事件の存否を直接検証するのではなく、事件がいかにか報道されたかという面から間接的に存否を論じているに過ぎない。新聞に書かれていないとか、宣伝工作のために書かれたものであると云ったとして、事件そのものが無かったことを立証したことにはならない。

大量の捕虜・便衣兵は、揚子江岸や雨花台などの人目に付かないところで、しかもその多くは夜間に殺害されているので、新聞記者などの目に触れることがなかった。また一部白昼行われた殺害を見た新聞記者などもいたが、白昼堂々で行われているので、彼らはこの殺害を、手続きを経た合法的処刑と判断し記事にしなかったとも考えられる。

これまでの日本側の史料・証言などで立証できる 1000 人以上の規模の集団殺害は、次のとおりである。

- ① 第九師団歩兵第七連隊が安全区掃討作戦において摘出した便衣兵 6670 人の殺害。
- ② 第十六師団歩兵第三十三連隊が太平門・下関・獅子山付近で捕らえた捕虜 3096 人の殺害。
- ③ 山田支隊（歩兵第六十五連隊基幹）が幕府山付近で捕らえた捕虜など数千人の殺害。
- ④ 第十六師団歩兵第三十旅団（歩兵第三十三・第三十八連隊）が南京西部地区警備中に捕えた敗残兵数千人の殺害。
- ⑤ 第百十四師団歩兵第六十六連隊第一大隊が雨花門外で捕えた捕虜 1657 人の殺害。

これらから推定すると、殺害された捕虜もしくは便衣兵の数は、二万人近くになる。他に、捕らえた捕虜は約一万五千人いたが、それぞれの部隊が収容して労務につかせたり釈放したりしている。

一般市民の殺害数については、信頼すべき史料・証言に欠け、金陵大学のスマイス教授によって、南京陥落後に調査された「南京地区における戦争被害」から推測せざるを得ないのが現状である。

このスマイス報告によると、南京市部における兵士の暴行による死者 2400 人、近郊の江寧県における被殺者 9160 人、合計 1 万 1560 人、および南京市部の拉致 4200 人の内何割かが殺害されたと考えると、これらを合わせ総計一万数千人が南京周辺地区で殺害されたと推定される。しかしこの数には、日本軍によって殺害された者のほかに、中国軍によって殺害された者、戦闘の巻き添えになった者、兵士に徴集されて戦死した者などが含まれているので、このうちの何割か（数千人）が日本軍によって殺害されたものと推測される。以上、殺害数を総計すると二万人余と見積もられる。

### (3) 不法殺害（虐殺）の定義

大虐殺派の論者は、敵を包囲してその退路を断ち、組織的抵抗力の無くなった敗残兵を追撃したり砲撃などして撃滅するのは、虐殺に相当するとして、下関付近で中国軍を包囲撃滅したことや、揚子江を船・筏などに乗って逃げる中国兵を射殺したのは虐殺に当たると主張している。

組織的抵抗力を失い逃げる兵士を射殺などするのは虐殺であるという論は、ハーグ陸戦規則の第二三条八項を根拠にして主張しているようであるが、この項は「兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段尽キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト」を禁止しているのであって、降伏の意思表示もせずに逃げている敵兵は、この禁止事項には該当しないのである。敵を包囲撃滅するのも、降伏の意思表示もせずに逃げる敵を追撃するのも、世界各国の軍事常識であり、正当な戦闘行為である。従ってこの論は、虐殺数を多くするための詭弁に過ぎない。

虐殺否定派の論者は、捕虜や便衣兵を揚子江岸などに連行して射殺もしくは刺殺したのは、虐殺ではなく交戦の延長としての戦闘行為であり、また軍服を脱ぎ民服に着替えて安全区などに潜んでいた便衣兵は、ハーグ陸戦規則の第一条「交戦者の資格」規定に違反しており、捕虜となる資格がないとして殺害したのも不法殺害にならない故、どちらの行為も虐殺に当たらないと主張している。

しかし、戦場で捕えた捕虜や便衣兵を、武装解除して一旦自己の管理下に入れておきながら、その後揚子江岸などへ連行して射殺もしくは刺殺するのは、戦闘の延長としての戦闘行為であるとは云えない。捕虜などが逃亡とか反乱を起こしたというのであれば別であるが、管理下で平穏にしている捕虜などを、第一線の部隊がわざわざ連れ出して殺害するのは不法殺害である。捕虜などを捕えた第一線の部隊には、捕虜などを処断する権限は無いのであって、捕虜ならば、師団以上に設置された軍法会議の裁判、捕虜でないならば、軍以上に設置された軍律会議の審判により処断すべきものである。

しかし、軍法会議・軍律会議とも本来少人数の違反者を対象にしたもので、多数の捕虜集団や便衣兵の集団を裁判したり審判することは能力的に不可能であった。だからと云って、第一線部隊の殺害が合法であったとして許容されるものではない。

#### (4) 南京の人口と中国軍兵力からの検証

南京の人口は、戦前は約100万人であったが、戦闘が近づくにつれて、避難する住民が増え、南京戦当時は大幅に減少して15万～30万人であったという諸説がある。安全区委員長のラーベは、約20万人と日記に記している。

中国軍の南京防衛兵力については、5万人説、7万人説、10万人説および15万人説があるが、中国軍は上海戦などで多大の損害を出すとともに、多数の逃亡者があり、さらに補充も不十分であったため、実際に南京の守備についたのは10万人以下であったと推定される。

従って、日本軍が南京を攻略する直前には、南京に軍民合わせて約30万人いたことになる。しかるに南京占領後の安全区に20万人以上いたのであるから、減少数は約10万人である。しかも、この減少した10万人には、戦死した兵士、戦闘の巻き添えで死亡した市民、中国軍によって殺害された兵士・市民、病死した兵士・市民、および逃亡した兵士、戦闘中に避難した市民などが含まれているので、日本軍によって不法殺害された者は、その数割であると推測され、30万人などはあり得ないのである。

#### (5) 埋葬記録などの検証

南京裁判の判決で、基本的な証拠とされたのは「南京地方法院検察処敵人罪行調査報告」である。この調査報告は戦後、戦犯裁判のために南京地方法院検察処が、急遽埋葬団体や住民の証言などを集め作成したもので、調査の結論として、確定した被殺者は30万人に達し、未だ確証を得ない者も20万人を下らないとし、集団「屠殺」の証拠を列挙している。この集団「屠殺」の代表的証拠として崇善堂および紅卍字会の埋葬記録と、魯甦の草鞋峡での虐殺見分証言について検証してみる。

##### ①紅卍字会の埋葬記録

紅卍字会の埋葬記録である「世界紅卍字会南京分会救援隊埋葬班死体統計表」によると、城内で1793体、城外で4万1330体、合計4万3123体を埋葬したとある。

紅卍字会が死体の埋葬作業を実施したことは、日本側の「南京特務機関報告」などにもその活動が書かれているので間違いないことである。この特務機関報告には、埋葬作業は一月十五日に始まり三月十五日現在で、城内1793体、城外2万9998体、合計3万1791体を下関地区および上新河地区の指定地区に埋葬したとあることから判断して、紅卍字会の埋葬記録は特務機関報告に近い数値を示している点、総体的にみて信頼性があると考えられる。しかし、十二月の7247体の埋葬は疑問である。

##### ②崇善堂の埋葬記録

崇善堂の埋葬記録である「崇善堂埋葬隊埋葬死体数統計表」によると、十二月二十六日から四月八日の間に城内で7549体、四月九日から五月一日の間に城外で10万4718体、

合計11万2267体を埋葬したとある。

この数だと、紅卍字会の三倍以上の作業をしたことになり、しかも城外で10万體以上の埋葬をわずか23日間で実施しているということは、一日に約5000体処理したことになる。紅卍字会が多い時には600人余の作業人員で一日500～600体を埋葬していることに比べ、崇善堂はその10分の1以下の40人余の作業人員で、紅卍字会の10倍以上の数を埋葬している。これは崇善堂の作業員が紅卍字会の作業員の100倍以上の作業をしていることになり、人間の能力上あり得ないことである。

また、中山門から馬群の間で3万體以上、通済門から方山の間で2万5000體以上を処理したとあるが、両方面での中国軍の兵力はせいぜい2万以下であり、付近の住民は避難してほとんどいない状況で、なぜ5万體以上の死体があったのか不可解である。当時、南京特務機関員として死体の埋葬作業を監督していた丸山進氏は、死体の埋葬作業を実施するに際し城内外を巡視したが、中山門および通済門外など市の東部地区には遺棄死体は少なく、また埋葬作業は三月でほとんど終わったと証言している。

また、崇善堂が紅卍字会の三倍もの埋葬作業をしていたのであれば、埋葬作業監督者の丸山氏は当然崇善堂について知っていたはずであるが、その名さえ聞いたことがないと云うのである。以上の点から、崇善堂の埋葬記録は、全く信憑性がないもので、戦後裁判のために偽造されたものと判定せざるを得ない。

### ③魯甦の虐殺見分証言

魯甦は、十二月十六日の夜、上元門の大茅洞に隠れて、草鞋峡で兵士と市民の合計5万7418人が虐殺されるのを目撃したと証言しているが、本当だろうか。彼が見たという十二月十六日夜の草鞋峡での殺害は、山田支隊の歩兵第六十五連隊が幕府山で捕えた捕虜の約半数を、魚雷營で殺害したものに相当する。十七日夜とすると同連隊が、残りの捕虜を幕府山の北側で殺害したものに相当する。いずれにせよ、その数は両日合わせて数千人である。同連隊の他に、草鞋峡で大量殺害したという記録や証言は見当たらない。

また彼は、洞に隠れて、しかも夜間に遙か前方で殺害される人数を、5万7418人と正確に数えることができたのであろうか。五万人以上も数えるのは人間の能力ではまず不可能である。従ってこの証言も信憑性がないことは明らかである。

以上のように、南京裁判の基本的証拠である崇善堂の埋葬記録と魯甦の証言は信憑性がなく、紅卍字会の埋葬記録は総体的に信頼できるが、この死体埋葬数の中には、日本軍に殺害された者の外に、戦闘で戦死した兵士、中国軍に殺害された兵士と市民、戦闘に巻き込まれて死亡した市民、病死した市民などが含まれていることを考慮する必要がある。

### (6) 南京事件発生要因

南京を攻略占領中に、日本軍による南京城内外での不法殺害が、約二万人余あったことは前述した通りであるが、このような事件が発生した主要な要因として次の要因が挙げられる。

## A 日本側の要因

①日本軍は、支那事変を「戦争」ではなく「事変」であるという理由で、捕虜の取り扱いについて明確な命令・指示を出さなかった。支那事変とは云え、実質的には戦争であったのに、なぜ両国とも宣戦布告をして国際法上の戦争としなかったのか。其理由は、事変でなく戦争になると、中立法規が適用されるため、交戦国となる日本と中国以外の国は、中立の地位にたち、その結果第三国から戦いに必要な軍需物資を輸入できなくなるからであった。日本軍は、事変直後の八月五日、陸軍次官通牒で「交戦法規ノ適用ニ関スル件」を出しているが、この中に捕虜の取扱いについての具体的な指示はない。上海派遣軍・中支那方面軍なども具体的指示をしていない。かつて第一次上海事変の時の現地軍指揮官の第九師団長植田謙吉中将は「逮捕セル支那正規兵及便衣隊同容疑者取扱手続」を指令し、投降者の適正な取扱を図っていた。

たとえ戦争でないとしても、戦えば投降者が出るのは当然であるにもかかわらず、この投降者をいかに扱うか明確な方針を示さず第一線部隊に任せてしまった。第一次上海事変の教訓は活かされなかった。このため第一線では、部隊により捕虜の取扱いが異なり、捕えた捕虜などを解放した部隊、収容して労務に就かせた部隊、処置に困って殺害した部隊など、まちまちであった。捕虜などの取扱いを明確に示さなかった陸軍首脳陣の責任は重いと云わざるを得ない。

### ②日本人の、捕虜および中国人に対する蔑視感

日本人は捕虜になることを恥とし、同じ日本人でも捕虜になった者を軽蔑した。また、日清・日露戦争において多くの兵士が大陸に渡り、その体験から中国人に対する蔑視感が醸成され、支那事変当時、多くの将兵はこの蔑視感を抱いて戦場に臨んだ。このような捕虜および中国人に対する蔑視感は、中国人捕虜などの殺害に対して、心理的抵抗感や理性を麻痺させてしまい、事件生起の要因になった。

## B 中国側の要因

### ①中国軍の指揮統制力放棄と民衆保護対策の欠如

蒋介石をはじめ政府・市の要人は、南京攻略が迫ると次々に南京を脱出し、南京防衛司令官の唐生智や市長・警察署長など市民を保護する責任のある者までも、保護処置をすることなく十二月十二日までの間に南京を脱出したため、残された軍人も市民も烏合の衆となり、悲劇を生む要因になった。

安全区委員長のラーベも、その日記に「数十万国民の命なんてどうでもいいんだ」と、中国軍・政府首脳などの無責任さを批判している。

### ②南京の地形と中国軍の戦術

南京はその西側と北側が揚子江に面し、東側・南側から攻撃された場合に揚子江によって退路が塞がれるという地形で、攻撃する側にとって包囲戦に適した地形であった。防者にとっては背水の陣であった。中国軍は、背水の陣で徹底抗戦戦術を採りながら、現地の

最高指揮官以下が無責任にも戦場から脱出してしまい、多大の犠牲者を出す結果になった。

他の戦場では、適当に抵抗して離脱・後退することを常とした中国軍が、南京では背水の陣で逃げられず、さらに南京の周囲は城壁に囲まれ、その城門は塞がれてしまい、城内の兵も住民も逃げ道がなくなり、烏合の衆となって日本軍に撃滅されたり、捕まったり、あるいは散り散りになって安全区に逃げ込んだ。このため日本軍は、他の戦場では発生することもなかった予想もしない大量の捕虜や便衣兵に直面し、その処置に困惑し、止む無く殺害する部隊もあったのである。

もし中国軍が、徹底抗戦戦術を採らず日本軍の降伏勧告を容れて、部隊として統制のとれた状態で降伏していれば、あるいは揚子江や城壁によって退路が塞がれていなければ、いわゆる南京事件は発生しなかったであろう。

おわりに

以上のように、大虐殺説・虐殺否定説ともに実証性と合理性に欠けた牽強附会の論であると述べてきたが、今後とも、主義・感情・願望などに囚われず、冷静・客観的にかつ実証的な研究を期待したいものである。

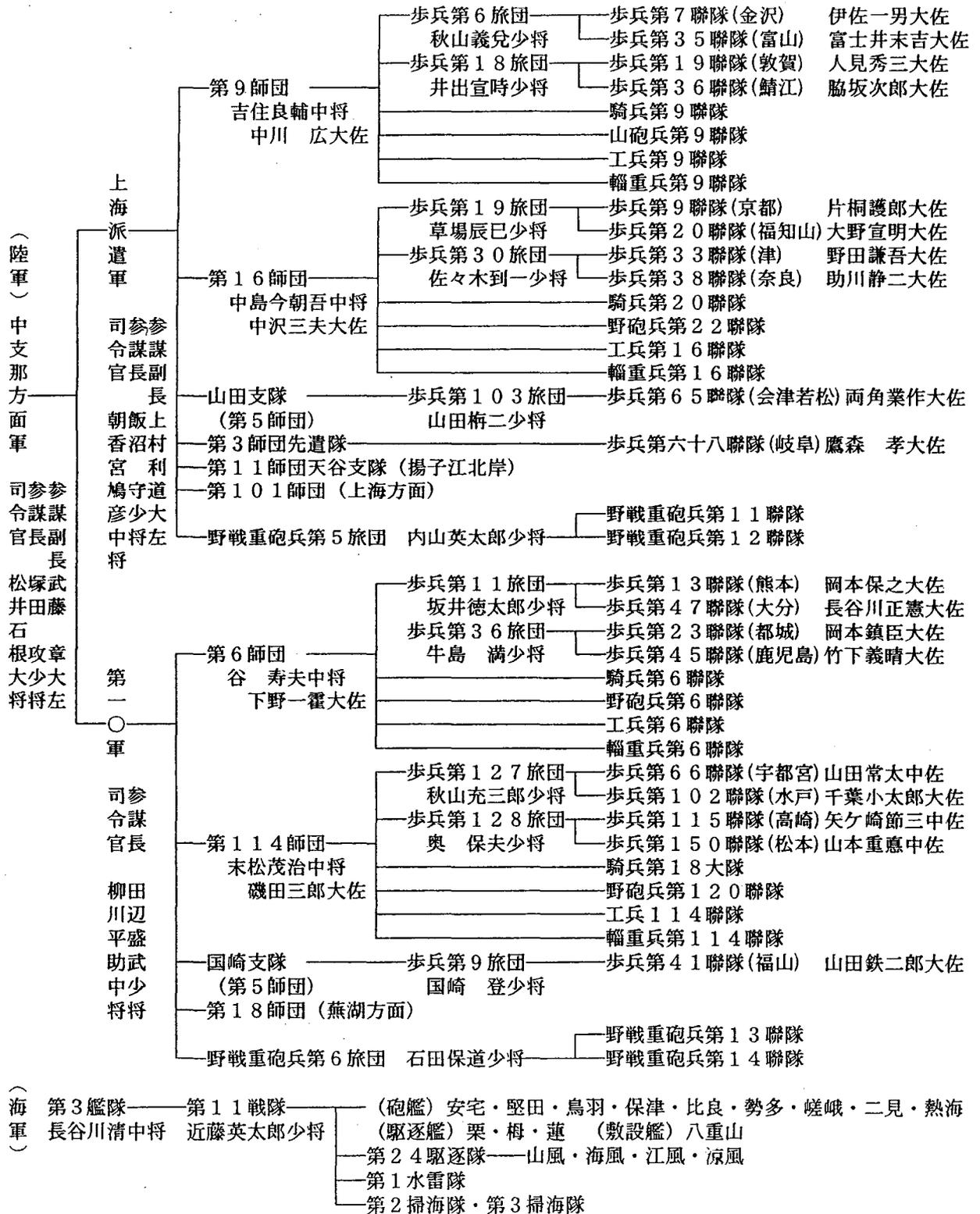
#### <参考文献>

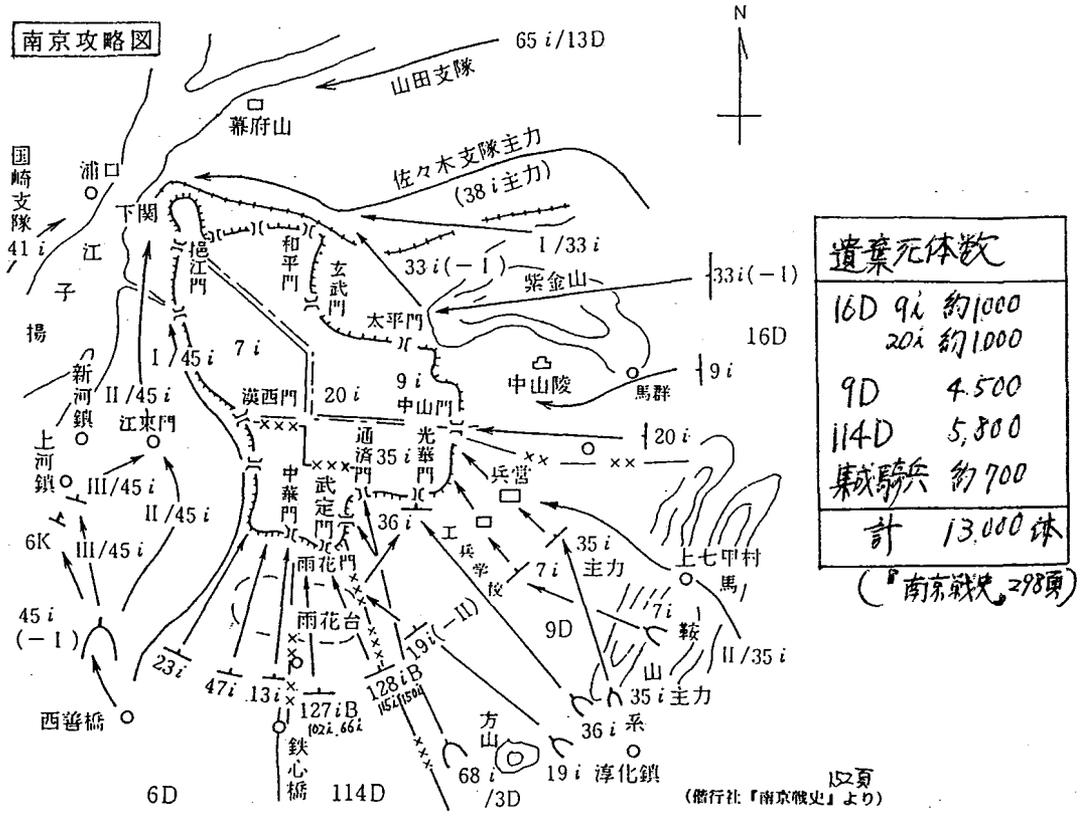
- ・ティン・バーリイ『外国人の見た日本軍の暴行』龍溪書舎、一九七二年
- ・日中戦争史資料編集委員会編『日中戦争史資料集』第八・九巻、南京事件Ⅰ・Ⅱ、河出書房新社、一九七三年（洞富雄編『南京大残虐事件資料集』第一・二巻、青木書店、一九八五年として再販）
- ・洞富雄『決定版南京大虐殺』青木書店、一九八二年
- ・吉田裕『天皇の軍隊と南京事件』青木書店、一九八五年
- ・秦郁彦『南京事件』中公新書、一九八六年。二〇〇七年改定増補版
- ・井上久士編『十五年戦争極秘資料集（第十三集）華中宣撫工作資料』不二出版、一九八九年
- ・偕行社南京戦史編集委員会編『南京戦史』・『南京戦史資料集』Ⅰ・Ⅱ、偕行社、一九八九～一九九三年
- ・南京事件調査研究会編訳『南京事件資料集』1 アメリカ関係資料編・2 中国関係資料編 青木書店、一九八九年
- ・藤原彰『南京の日本軍』大月書店、一九九七年
- ・笠原十九司『南京事件』岩波新書、一九九七年
- ・孫宅巍『南京保衛戦』五南図書出版、一九九七年
- ・ジョン・ラーベ（平野卿子訳）『南京の真実』講談社、一九九七年
- ・鈴木明『新「南京事件」のまぼろし』飛鳥新社、一九九九年
- ・板倉由明『本当はこうだった南京事件』日本図書出版、一九九九年
- ・北村稔『南京事件の探求』文春新書、二〇〇一年
- ・石田勇治編訳『ドイツ外交官の見た南京事件』大月書店、二〇〇一年

- ・富沢繁信『南京事件の核心』展転社、二〇〇三年
- ・松尾一郎『プロパガンダ戦南京事件』光人社、二〇〇四年
- ・東中野修道・小林進・福永慎次郎『南京事件「証拠写真」を検証する』草思社、二〇〇五年
- ・東中野修道『南京事件国民党極秘文書から読み解く』草思社、二〇〇六年
- ・軍事史学会編『日中戦争再論』（錦正社、二〇〇八年）

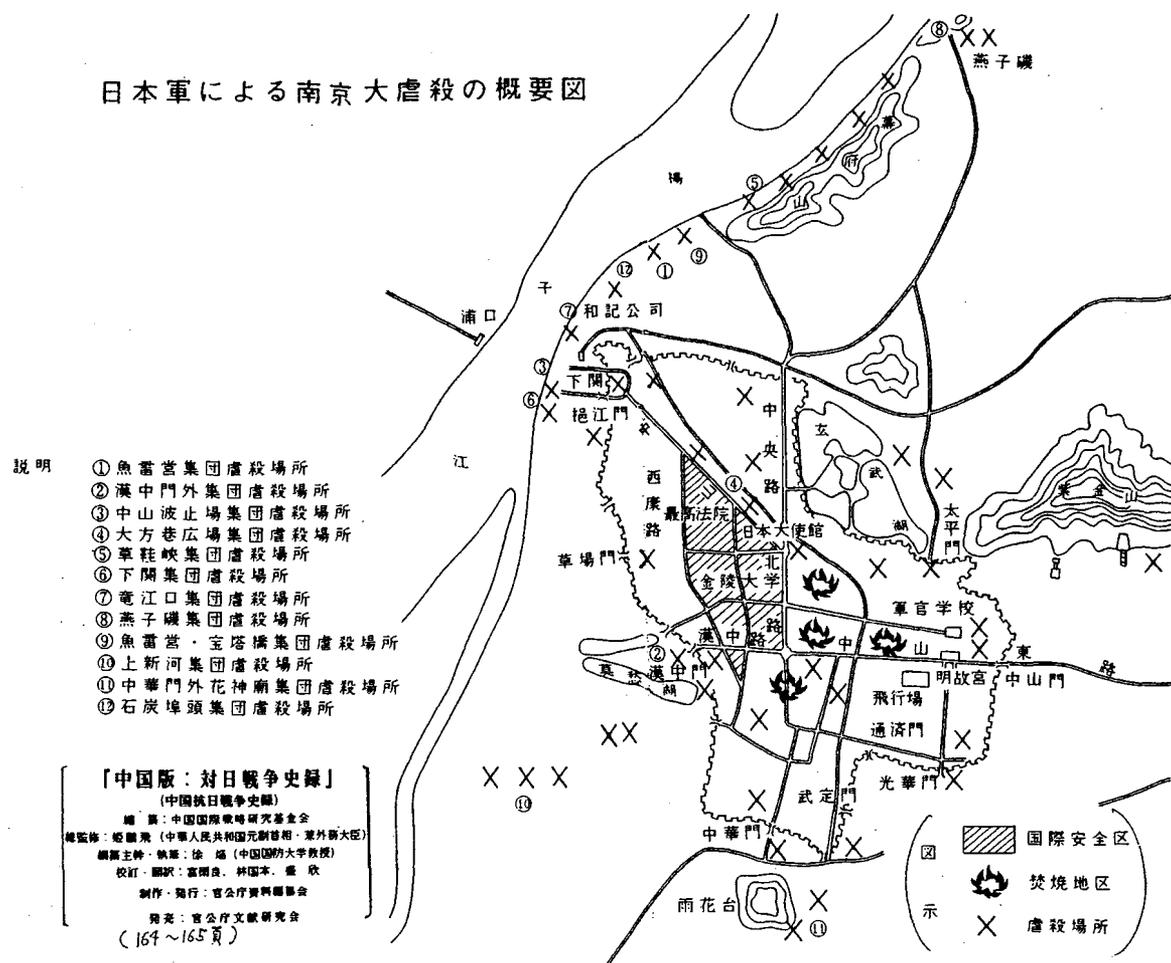
配付資料

南京攻略戦主要部隊





日本軍による南京大虐殺の概要図





南京地方法院檢察処敵人行調査報告  
一、調査ノ経過

本檢察処ハ敵人行調査ヲ命セラレテヨリ、所用ノ文書ヲ印刷シテ市民一般ニ明ラカニ告示スルト共ニ、南京市中央調査統計局・軍事委員會・調査統計局・南京警察庁・南京市党部・南京市憲兵司令部・三民主義青年團南京本部・南京市商會・南京市農會・南京市工會・南京市弁護士公會・南京醫師公會・紅卍字會南京分会及本院等、十四單位ニ宛テ通牒シ、各代表者ヲ民國三十四年十一月七日午後二時、本院會議室ニ召集ヲ請ヒテ第一次會議ヲ開催、會議ニ於テ南京敵人行調査委員會ノ組織ヲ決議シ之ヲ成立ス。

又、各代表者ハ夫々文書ヲ以テ關係各方面ニ移牒シ、市政府ハ各区町村ノ保甲ヲ督勵シ、警察庁ハ各区警察分局ヲ督勵シ、各々分擔責ニ任ジ、其他ノ各団体ハ各其性質ニ応ズル調査ノ対象ヲ確定シテ以テ調査ノ重複ヲ避クルコトヲ議決ス。

此間、敵側ノ偽(欺)瞞妨害等激烈ニシテ民心銷沈シ、進ンデ自発的ニ殺人ノ罪行ヲ申告スル者甚ダ少キノミナラズ、委員ヲ派遣シテ訪問セシムル際ニ於テモ、冬ノ蟬ノ如ク口ヲ噤ミテ語ラザル者、或ハ事実ヲ否認スル者、或ハ又自己ノ体面ヲ憚カリテ告知セ(ハザ)ル者、他処ニ転居シテ不在ノ者、生死不明ニシテ探索ノ方法ナキ者等アリ。

以上ノ如キ理由ニ依リ此五百余件ノ調査事實ハ何レモ異常ナル困難ヲ經テ調査セルモノニシテ、就中南京大屠殺ハ、前代未聞ノ大残酷タルト同時ニ敵軍罪行ノ重点ナルヲ以テ、特別ノ注意ヲ払ヒテ慎重調査ヲ期シ、種々探索訪問ノ方法ヲ講ジ、数次ニ互リ行ハレタル集團屠殺ニ関スル貴重ナル資料ヲ獲得スル毎々一々之ヲ審査シ、確定セル被殺者既ニ三十万ニ達シ、此外尚未ダ確証ヲ得ザル者合計二十万人ヲ下ラザル景況ナリ。

(p.142)

2 集團屠殺ノ証拠

南京陥落當時集團屠殺ヲ行ヒタル部隊ハ、  
中島、畑中、山本、長谷川、箕浦、猪木、徳川、水野、大穗ノ九箇單位。

被屠殺者タル我同胞

新河地域 二、八七三名(廟葬者盛世徴・昌開運証言)

兵工廠及南門外花神廟一帶 七、〇〇〇余名(埋葬者内芳縁・張鴻儒証言)

草鞋峽 五七、四一八名(被害者魯甦証言)

漢中門 二、〇〇〇余名(被害者伍長徳・陳永清証言)

靈谷寺 三、〇〇〇余名(漢奸高冠吾ノ無主孤魂碑及碑文ニヨリ実証)

其他、崇善堂及紅卍字會ノ手ニヨリ埋葬セル屍体合計

一五五、三〇〇余

南京地方法院首席檢察官 陳光 虞

中華民國三十五年二月

監印 龔敬 鐘

使封 張殿 桐

洞富雄編『日中戦争南京大屠殺事件資料集』第1巻より

(p.145)

2 崇善堂埋葬隊埋葬死体数統計表〔検証一七〇三〕法証三二五 一四二・三七四頁参照

(p.376)

年月日 「自昭和十二年十二月廿六日至昭和十二年十二月廿八日」

取扱隊 「崇字埋葬隊第一隊」

死体発見場所 「沐府西門ヨリ依廊ニ至ル」

埋葬場所 「五台山」

年月日 「自昭和十二年十二月廿六日至昭和十二年十二月廿八日」

取扱隊 「崇字埋葬隊第二隊」

死体発見場所 「挹江門東」

埋葬場所 「城根」

年月日 「自昭和十二年十二月廿六日至昭和十二年十二月廿八日」

取扱隊 「崇字埋葬隊第三隊」

死体発見場所 「新街口南」

埋葬場所 「五台山」

年月日 「自昭和十二年十二月廿六日至昭和十二年十二月廿八日」

取扱隊 「崇字埋葬隊第四隊」

死体発見場所 「城内東半地区」

埋葬場所 「各荒地及菜園」

年月日 「自昭和十三年三月七日至昭和十三年四月八日」

取扱隊 「崇字埋葬隊第四隊」

年月日 「自昭和十三年四月九日至昭和十三年四月十八日」

死体発見場所 「中華門外兵工廠雨花台ヨリ花神廟ニ至ル」

年月日 「自昭和十三年四月九日至昭和十三年四月廿三日」

死体発見場所 「水西門外ヨリ上河ニ至ル」

年月日 「自昭和十三年四月七日至昭和十三年四月廿日」

死体発見場所 「中山門外ヨリ馬竈ニ至ル」

年月日 「自昭和十三年四月九日至昭和十三年五月一日」

死体発見場所 「通濟門外ヨリ方山ニ至ル」

(p.378)

(p.377)

(p.377)

計 男「二〇九、三六二」女「二、〇九二」子供「八二三」

総計 「二二二、二六六」

南京市崇善堂々長 責任者 周一漁 (印)(官印)

(洞富雄編『日中戦争南京大虐殺事件資料集』第1巻より)